

フリーランス・事業者間取引 適正化等法について

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

正田賢司

Q

2024年11月1日
から「フリーランス
保護(新)法」が施

行されるとのことですが、中小
企業の経営にどのような影響が
予想されるのか、注意すべき点
はどういったものかについて教
えてください。

A

ご質問の法律の正
式名は「特定受託事
業者に係る取引の
適正化等に関する法律」ですが、
内容が伝わりにくいためか、厚
生労働省も「フリーランス保護
(新)法」という名称を用いて
います(以下「新法」といいま
す)。

新法はその名称が示すとおり、
「フリーランス」とフリーランス
に業務を委託する事業者との関
係について規制をするものであ
り、フリーランスで働く事業者
を保護しようという法律です。
本稿では新法の概要をご説明し、
最後にご注意ください点に

ついてもご説明いたします。

1. 主な定義

新法における保護対象である
「フリーランス」とは、「業務委託
の相手方である事業者」で「従
業員を使用しないもの」と定義
されており、発注事業者につい
ては、「フリーランスに業務委託
する事業者であつて従業員を使
用するもの」とされています
(法律上の用語は、それぞれ
「特定受託事業者」、「特定業務
委託事業者」です)。

2. 新法でのルール

以下のルールには、下請法の
ような発注事業者の資本金等に
よる適用の制限はありません。

(1) 取引の条件を明示すること

フリーランスに業務委託した
場合、発注事業者は、直ちに取
引条件(フリーランスの業務
〈給付・役務〉の内容、報酬の
額や支払期日等を書面、または

メールにより明示しなければな
りません。

(2) 支払期日の制限

フリーランスの給付を受けた
日、または役務の提供を受けた
日から起算して60日以内で、で
きる限り短い期間内を報酬の支
払期日としなければなりません。
この支払期日は、発注事業者
が検収等をするかどうかに関係
がないとされ、もし個別に60日
を超える支払期日を設定しても
60日目が支払期日とみなされま
す。

また、再委託の場合は委託元
から支払を受ける期日から30日
以内を支払期日とする必要があ
り、違反の場合のみなし規定も
同様です。

(3) 禁止される行為

1カ月以上の業務委託につい
ては以下の行為が禁止されます。
①フリーランスの責めに帰すべ
き理由がない受領拒否
②フリーランスの責めに帰すべ

き理由がない報酬減額

③フリーランスの責めに帰すべ
き理由がないのに成果物など
を返品すること

④通常支払われるべき対価に比
べて著しく低い報酬額を不当
に決定すること(買いたたき)

⑤正当な理由がないのに発注事
業者の指定する商品の購入や

役務の利用を強制すること

⑥発注事業者のために経済上の
利益を提供させること

⑦フリーランスの責めに帰すべ
き理由がないのに給付内容の
変更またはやり直しをさせる
こと

⑧就業環境の整備

⑨募集情報を提供するときには虚
偽表示等が禁じられ、正確か
つ最新の内容を保つこと

⑩6カ月以上の業務委託につい
ては、育児介護等と両立でき
るようフリーランスの申し出
に応じて必要な配慮をすべき
こと

③ ハラスメント行為について、相談対応等の必要な体制整備等の措置を講ずべきこと

(5) 中途解約等の場合の対応

6カ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合、以下の2点に留意しなければなりません。

① 原則として30日前までに予告しなければならないこと

② 予告の日から解除日までに理由開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

(6) 違反の場合の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官または厚生労働大臣は、発注事業者に対し、違反行為について助言、指導、立入検査、勧告、公表、命令をすることができ、公表のとされ、特に命令違反と検査拒否等については50万円以下の罰金が科され、罰則は担当従業員個人だけでなく、法人にも適用される両罰規定が定められています。

3. 注意を要する点

(1) 労働法との関係

フリーランスと「業務委託契

約」を締結したとしても、その相手方に対して業務の進め方や働く場所、働く時間等について具体的な指示を行うなどしますと、業務委託ではなく、雇用関係にあると判断される場合があります。その場合、各種労働法が適用されることとなり、新法以上に厳しい規制を受けたり、社会保険の負担など、想定外の負担が生じることがあるので注意が必要です。

(2) 支払期日の規制

前述したとおり、60日の支払期日の規制については、起算点が給付を受けた日、または役務の提供を受けた日とされること、および違反した場合に、支払期日が60日目とみなされるという2点において、これと異なる合意を当事者間で行っても認められないと解される（強行法規）点で注意が必要です。違反について直ちにペナルティが課されることはないと思われますが、違反が判明した後も是正しない場合や多数の違反を行った場合には、公表等の処分が行われる可能性もありますので、フリーランスとの契約締結にあたって

は、支払期日の管理については慎重な対応が必要です。

(3) ハラスメントへの対応

現在は、さまざまな場面でのハラスメント防止が社会的な課題とされるようになっていますが、フリーランスとの関係でも、新法によりハラスメント防止のための体制整備の義務が課されることとなりました。これは体制の整備ですから、整備が遅れたからといって直ちにペナルティが課されることはありません。

しかし、元々フリーランスとの関係では、発注事業者側が強い立場にあり、だからこそ新法が作られました。フリーランスからハラスメントの申し出があった場合に、相談窓口の設置等の防止や抑止のための体制整備がなされていないと、ハラスメントの被害を防げなかったことに

加え、体制整備が不十分という点で、損害賠償などが認められやすくなるというリスクがあると思われるので、早めの対策が重要です。

(4) スポット契約について

1カ月未満の業務委託については、新法の受領拒否、報酬減

額等についての規制はかからないこととなりますが、独占禁止法等の規制がかかる場合もあり、優越的地位の乱用等に該当すれば、同法への違反となる場合もあります。ですから、新法に規定されている禁止行為については、短期のスポット契約でも基本的には避けるべきものと思われます。

4. まとめ

新法はフリーランスという雇用関係にない個人の事業者等につき、弱い立場にあることから不利な取り扱いを受けることを防止するために制定されたものです。発注事業者の立場からしますと、新たな規制が設けられた上に、双方の合意の上での慣行を排除して法律に基づく取り扱いを強制する規定も設けられるなど、不便と感じられる点も多いと思います。ですが、新たな規制であるだけに、違法性のチェックが厳しくなされる可能性もあり、思わぬ風評被害を生じるリスクもありますので、早めに対応の準備をされることをお勧めいたします。

